

令和8年3月富津市議会定例会  
議案資料

令和8年2月19日

富津市

令和8年3月富津市議会定例会議案資料一覧表

| 番号       | 件名                                   | 頁  |
|----------|--------------------------------------|----|
|          | 令和8年3月富津市議会定例会議案概要                   | 1  |
| 議案第7号資料  | 一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表                | 7  |
| 議案第8号資料  | 富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表 | 10 |
| 議案第9号資料  | 富津市行政手続条例新旧対照表                       | 11 |
| 議案第10号資料 | 介護保険条例新旧対照表                          | 14 |
| 議案第11号資料 | 富津市火入れに関する条例新旧対照表                    | 19 |
| 議案第12号資料 | 富津市火災予防条例新旧対照表                       | 20 |
| 議案第13号資料 | 富津市学校給食費の管理に関する条例新旧対照表               | 24 |
| 議案第14号資料 | 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約の変更契約の概要        | 26 |
| 議案第16号資料 | 旧富津市立環南小学校の貸付けの概要                    | 27 |
| 議案第22号資料 | 履歴事項（富津市教育委員会委員関係）                   | 28 |

令和8年3月富津市議会定例会議案概要

| 番号   | 件名及び概要   | 関係部 |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
|--|--|-----|-----------|-------------------|--------------|--|-----------|------------------|-----------|------------------|-----------|-----|
| 議案第1号  | <p>令和7年度富津市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて<br/>(提案理由)</p> <p>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯へのプレミアム商品券給付事業に係る予算を措置する令和7年度富津市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和8年1月14日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。</p>   | 総務部 |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
| 議案第2号  | <p>令和7年度富津市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて<br/>(提案理由)</p> <p>衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙等の執行に係る予算を措置する令和7年度富津市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和8年1月23日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。</p>  | 総務部 |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
| 議案第3号  | <p>令和7年度富津市一般会計補正予算（第9号）</p> <table> <tr> <td>補正額</td> <td>528,787千円</td> </tr> <tr> <td>補正後の予算額<br/>(主な内容)</td> <td>24,113,437千円</td> </tr> <tr> <td>・公共施設等マネジメント基金積立金</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>・かずさ水道広域連合企業団関係費</td> <td>292,495千円</td> </tr> <tr> <td>・大佐和中学校屋内運動場改築事業</td> <td>191,952千円</td> </tr> </table> | 補正額 | 528,787千円 | 補正後の予算額<br>(主な内容) | 24,113,437千円 | ・公共施設等マネジメント基金積立金  | 100,000千円 | ・かずさ水道広域連合企業団関係費 | 292,495千円 | ・大佐和中学校屋内運動場改築事業 | 191,952千円 | 総務部 |
| 補正額  | 528,787千円  |     |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
| 補正後の予算額<br>(主な内容)  | 24,113,437千円   |     |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
| ・公共施設等マネジメント基金積立金  | 100,000千円  |     |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
| ・かずさ水道広域連合企業団関係費   | 292,495千円  |     |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
| ・大佐和中学校屋内運動場改築事業   | 191,952千円  |     |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
| 議案第4号  | <p>令和7年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）</p> <table> <tr> <td>補正額</td> <td>△18,763千円</td> </tr> <tr> <td>補正後の予算額<br/>(提案理由)</td> <td>5,327,821千円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険基金積立金及びこれに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</td> <td></td> </tr> </table>  | 補正額 | △18,763千円 | 補正後の予算額<br>(提案理由) | 5,327,821千円  | 国民健康保険基金積立金及びこれに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。 |           | 市民部              |           |                  |           |     |
| 補正額  | △18,763千円  |     |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
| 補正後の予算額<br>(提案理由)  | 5,327,821千円  |     |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |
| 国民健康保険基金積立金及びこれに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。 |  |     |           |                   |              |  |           |                  |           |                  |           |     |

| 番 号   | 件 名 及 び 概 要  | 関係部   |
|-------|--|-------|
| 議案第5号 | <p>令和7年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算<br/>(第3号)</p> <p>補正額 35,915千円</p> <p>補正後の予算額 860,012千円</p> <p>(提案理由)<br/>後期高齢者医療広域連合納付金及びこれに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>  | 市民部   |
| 議案第6号 | <p>令和7年度富津市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>補正額 10,838千円</p> <p>補正後の予算額 5,940,600千円</p> <p>(提案理由)<br/>介護保険給付費準備基金積立金及びこれに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>  | 健康福祉部 |
| 議案第7号 | <p>一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br/>(提案理由)<br/>令和7年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、通勤手当を見直すため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)<br/>令和8年4月1日</p>   | 総務部   |
| 議案第8号 | <p>富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br/>(提案理由)<br/>君津地方教育委員会連絡協議会と君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会及び君津木更津薬剤師会薬業会との間で報酬の額の見直しに係る協議が整ったことに伴い、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)<br/>令和8年4月1日</p> | 総務部   |

| 番 号    | 件 名 及 び 概 要   | 関係部   |
|--------|---|-------|
| 議案第9号  | <p>富津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について<br/>(提案理由)</p> <p>デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、不利益処分に係る通知について、公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置により行うことができるようにする等のため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)<br/>令和8年5月21日</p> | 総務部   |
| 議案第10号 | <p>介護保険条例の一部を改正する条例の制定について<br/>(提案理由)</p> <p>介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準の特例を設けるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)<br/>令和8年4月1日</p>   | 健康福祉部 |
| 議案第11号 | <p>富津市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について<br/>(提案理由)</p> <p>富津市火災予防条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、林野火災に関する注意報が発令された場合における火入れの制限を行うことができるようにする等のため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)<br/>公布の日</p>  | 建設経済部 |

| 番 号    | 件 名 及 び 概 要  | 関係部  |
|--------|--|------|
| 議案第12号 | <p>富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について<br/>(提案理由)</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が施行されることに伴い、簡易サウナ設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準等に関する規定を整備する等のため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)<br/>令和8年3月31日</p>  | 消防本部 |
| 議案第13号 | <p>富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br/>(提案理由)</p> <p>学校給食費の抜本的な負担軽減に関する方針が示されたことに伴い、富津市立小学校に就学する児童に係る学校給食費を不徴収とするため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)<br/>令和8年4月1日</p>  | 教育部  |
| 議案第14号 | <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更契約の締結について<br/>(提案理由)</p> <p>第2期君津地域広域廃棄物処理事業について、事業の実施主体である株式会社上総安房クリーンシステムより申し出のあった、賃金及び物価等の上昇を原因としたサービス対価の変更請求に基づき、当該事業に係る契約の変更契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。</p> | 市民部  |
| 議案第15号 | <p>損害賠償の額を定めること及び和解について<br/>(提案理由)</p> <p>消防救急デジタル無線装置購入に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>   | 消防本部 |

| 番 号    | 件 名 及 び 概 要  | 関係部   |
|--------|--|-------|
| 議案第16号 | <p>財産の貸付けについて<br/>(提案理由)</p> <p>旧富津市立環南小学校の活用に伴い、引き続き市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>   | 総務部   |
| 議案第17号 | <p>令和8年度富津市一般会計予算<br/>予算額 34,960,000千円<br/>対前年度比 55.2%増<br/>(予算編成方針)</p> <p>令和8年度の予算は、富津市中期財政計画【経営改革5か年計画】に基づき、持続可能な行政経営を念頭に、「誇りと愛着を持てるまち ふつつ」の実現に向け、将来を見据えた事業を着実に推進する編成方針とした。</p> <p>参考 令和8年度当初予算附属資料</p> | 総務部   |
| 議案第18号 | <p>令和8年度富津市国民健康保険事業特別会計予算<br/>予算額 5,002,000千円<br/>対前年度比 6.1%減<br/>(予算概要)</p> <p>特定健康診査の未受診者対策及び生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導を中心とした事業を推進し、医療費の適正化に配慮した。</p>   | 市民部   |
| 議案第19号 | <p>令和8年度富津市後期高齢者医療特別会計予算<br/>予算額 950,000千円<br/>対前年度比 16.1%増<br/>(予算概要)</p> <p>後期高齢者医療保険料、基盤安定負担金などを後期高齢者医療広域連合へ納付するほか、制度の趣旨普及に配慮した。</p>  | 市民部   |
| 議案第20号 | <p>令和8年度富津市介護保険事業特別会計予算<br/>予算額 5,862,000千円<br/>対前年度比 2.0%増<br/>(予算概要)</p> <p>介護保険事業計画に基づく介護給付費を計上し、フレイル対策等の介護予防事業を推進するほか、給付の適正化に配慮した。</p>   | 健康福祉部 |

| 番 号    | 件 名 及 び 概 要  | 関係部 |
|--------|--|-----|
| 議案第21号 | <p>富津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について<br/>(提案理由)</p> <p>個人番号カード用電子証明書の更新等に係る事務を郵便局で取り扱うことができるようにするため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、富津岬郵便局、佐貫郵便局、関尻郵便局及び金谷郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。</p> | 市民部 |
| 議案第22号 | <p>富津市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて<br/>(提案理由)</p> <p>富津市教育委員会委員 池田 亨 氏の任期が令和8年3月31日をもって満了となることに伴い、後任委員として岩沢 宏 幸 氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>                          | 教育部 |

## 議案第7号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表

| 現 行   | 改 正 案   |
|---|---|
| <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日からその月の末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p> | <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日からその月の末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。<u>ただし、前項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「駐</u></p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>車場等」という。) を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(規則で定める職員を除く。)にあっては、第2号又は第3号の額に1箇月につき5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額を加えた額とする。</p>               |
| (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) | (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額   |
| (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる額(1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)  | (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる額(1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)  |
| (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額にその者の支給単位期間の月数を乗じて得た額の合計額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額   | (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額にその者の支給単位期間の月数を乗じて得た額の合計額 |
| 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。   | 、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額   |
| 別表第3(第12条関係)   | 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。   |

| 片道の通勤距離                | 額       |
|------------------------|---------|
| 5キロメートル未満の者            | 2,000円  |
| 5キロメートル以上10キロメートル未満の者  | 4,200円  |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満の者 | 7,100円  |
| 15キロメートル以上20キロメートル未満の者 | 10,000円 |
| 20キロメートル以上25キロメートル未満の者 | 12,900円 |
| 25キロメートル以上30キロメートル未満の者 | 15,800円 |
| 30キロメートル以上35キロメートル未満の者 | 18,700円 |
| 35キロメートル以上40キロメートル未満の者 | 21,600円 |
| 40キロメートル以上45キロメートル未満の者 | 24,400円 |
| 45キロメートル以上50キロメートル未満の者 | 26,200円 |
| 50キロメートル以上55キロメートル未満の者 | 28,000円 |
| 55キロメートル以上60キロメートル未満の者 | 29,800円 |
| 60キロメートル以上の者           | 31,600円 |

| 片道の通勤距離                | 額       |
|------------------------|---------|
| 5キロメートル未満の者            | 2,000円  |
| 5キロメートル以上10キロメートル未満の者  | 4,200円  |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満の者 | 7,300円  |
| 15キロメートル以上20キロメートル未満の者 | 10,400円 |
| 20キロメートル以上25キロメートル未満の者 | 13,500円 |
| 25キロメートル以上30キロメートル未満の者 | 16,600円 |
| 30キロメートル以上35キロメートル未満の者 | 19,700円 |
| 35キロメートル以上40キロメートル未満の者 | 22,800円 |
| 40キロメートル以上45キロメートル未満の者 | 25,900円 |
| 45キロメートル以上50キロメートル未満の者 | 29,100円 |
| 50キロメートル以上55キロメートル未満の者 | 32,300円 |
| 55キロメートル以上60キロメートル未満の者 | 35,500円 |
| 60キロメートル以上の者           | 38,700円 |

議案第8号資料

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）新旧対照表

| 現 行  | 改 正 案 |   |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
|--|-------|---|------|------|--|--|--|-----|-----------|----|---|---|-------|----|--------|---|--|--|--|-----|--|----|----|------|------|--|--|--|-----|-----------|----|---|---|-------|----|--------|---|--|--|--|-----|
| <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>別表（第2条、第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>種別</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>学校医・学校歯科医</td><td>年額</td><td>均等割<br/>113,000<br/>人数割<br/>児童生徒1人<br/>当たり<br/>100</td><td>—</td></tr> <tr> <td>学校薬剤師</td><td>年額</td><td>77,500</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> | 区分    | 種別  | 報酬の額 | 旅費の額 |  |  |  | (略) | 学校医・学校歯科医 | 年額 | 均等割<br>113,000<br>人数割<br>児童生徒1人<br>当たり<br>100 | — | 学校薬剤師 | 年額 | 77,500 | — |  |  |  | (略) | <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>別表（第2条、第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>種別</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>学校医・学校歯科医</td><td>年額</td><td>均等割<br/>125,000<br/>人数割<br/>児童生徒1人<br/>当たり<br/>100</td><td>—</td></tr> <tr> <td>学校薬剤師</td><td>年額</td><td>85,000</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> | 区分 | 種別 | 報酬の額 | 旅費の額 |  |  |  | (略) | 学校医・学校歯科医 | 年額 | 均等割<br>125,000<br>人数割<br>児童生徒1人<br>当たり<br>100 | — | 学校薬剤師 | 年額 | 85,000 | — |  |  |  | (略) |
| 区分   | 種別    | 報酬の額  | 旅費の額 |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
|  |       |   | (略)  |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
| 学校医・学校歯科医  | 年額    | 均等割<br>113,000<br>人数割<br>児童生徒1人<br>当たり<br>100 | —    |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
| 学校薬剤師  | 年額    | 77,500  | —    |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
|  |       |   | (略)  |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
| 区分   | 種別    | 報酬の額  | 旅費の額 |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
|  |       |   | (略)  |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
| 学校医・学校歯科医  | 年額    | 均等割<br>125,000<br>人数割<br>児童生徒1人<br>当たり<br>100 | —    |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
| 学校薬剤師  | 年額    | 85,000  | —    |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |
|  |       |   | (略)  |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |  |    |    |      |      |  |  |  |     |           |    |   |   |       |    |        |   |  |  |  |     |

議案第9号資料

富津市行政手続条例（平成9年富津市条例第3号）新旧対照表

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| (聴聞の通知の方式)   | (聴聞の通知の方式)  |
| 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。  | 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。   |
| (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項   | (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項  |
| (2) 不利益処分の原因となる事実  | (2) 不利益処分の原因となる事実   |
| (3) 聴聞の期日及び場所  | (3) 聴聞の期日及び場所   |
| (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地  | (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地   |
| 2 前項の書面においては、次の各号に掲げる事項を教示しなければならない。   | 2 前項の書面においては、次の各号に掲げる事項を教示しなければならない。  |
| (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。   | (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。  |
| (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求める能够のこと。  | (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求める能够のこと。   |
| 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること</u> によって行うことができる。 <u>この場合において、当該掲示を始めた日から2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> | 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u><br><br><u>によって行うことができる。</u>   |
|  | 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、 <u>第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨</u> （以下この項において「 <u>公示事項</u> 」という。）を規則で定める方法により不特定 |

多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為を行うことができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、\_\_\_\_\_「当該掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該掲示を始めた日から2週間を経過したとき」（同一の当事者又は参加人に対する2回

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為を行うことができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき」（同一の当事者又は参加人に対する2回

目以降の通知にあっては、当該掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号」及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

議案第10号資料

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案  |
|-----|--|
| 附 則 | <p>附 則</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>第9条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において富津市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において富津市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により富津市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別</u></p> |

控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措

置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

（1）令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において富津市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において富津市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定

により富津市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未

満であり、かつ、富津市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、富津市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

議案第11号資料

富津市火入れに関する条例（昭和59年富津市条例第12号）新旧対照表

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報又は</p> <p>火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報 若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p> | <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報が発表された場合又は富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）第29条の8に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、強風注意報が発表された場合又は林野火災注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p> |

議案第12号資料

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）新旧対照表

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| <p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。</p> <p>(2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあっては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。</p> <p>(3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあっては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。</p> | <p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。</p> <p>(2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあっては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。</p> <p>(3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあっては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、こ</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>の限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</p>   |
|  | <p>（一般サウナ設備）</p> <p>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>（2）<u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> |
| 第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）                  | <p>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>（2）<u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p>   |
| 第29条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 | <p>第29条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>（2）住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</p> <p>2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大である</p>  |

と認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
  
- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8)の2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

と認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）
- (7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8)の2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

|  |  |
|--|--|
| (11) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）               | (11) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）               |
| (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。） | (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。） |
| (13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）                  | (13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）                  |
| (14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備                        | (14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備                        |
| (15) 水素ガスを充填する気球                                     | (15) 水素ガスを充填する気球                                     |

議案第13号

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）新旧対照表

| 現 行   | 改 正 案   |
|---|---|
| (学校給食費の不徴収等)<br>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、 <u>中学校の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の卑属をいう。第9条第1項において同じ。）に限る。）</u> に係る学校給食費は、徴収しない。   | (学校給食費の不徴収等)<br>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、 <u>次の各号のいずれかに該当する者</u><br>に係る学校給食費は、徴収しない。<br>(1) 小学校に就学する児童<br>(2) 中学校に就学する生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、保護者等が同法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）                                |
| 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を徴収する。<br>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費に関する給付を受けている場合<br>(2) 国又は地方公共団体が学校給食費負担者に対して行う学校給食費に関する給付を受けている場合（前号に掲げるものを除く。）<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が学校給食費を徴収する必要があると認める学校給食費に関する給付を受けている場合 | 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を徴収する。<br>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費に関する給付を受けている場合<br>(2) 国又は地方公共団体が学校給食費負担者に対して行う学校給食費に関する給付を受けている場合（前号に掲げるものを除く。）<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が学校給食費を徴収する必要があると認める学校給食費に関する給付を受けている場合 |
| 3 前項の給付を受けている学校給食費負担者に係る学校給食費については、前条第2項に規定する学校給食費（当該給付を受ける期間に係るものに限る。）の額の全額を当該学校給食費負担者の負担とし、このうち当該給付の額を控除した額を徴収しないものとする。<br>(第3子以降の学校給食費の免除)   | 3 前項の給付を受けている学校給食費負担者に係る学校給食費については、前条第2項に規定する学校給食費（当該給付を受ける期間に係るものに限る。）の額の全額を当該学校給食費負担者の負担とし、このうち当該給付の額を控除した額を徴収しないものとする。<br>(第3子以降の学校給食費の免除)   |
| 第9条 市長は、小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食   | 第9条 市長は、学校給食を受ける中学校に就学する生徒（以下「給食提供中学生」という。）の保護者等が住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている場合であって、   |

費を免除することができる。

当該給食提供中学生を含む3人以上の子等（保護者等の卑属をいう。以下同じ。）を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供中学生である場合は、当該給食提供中学生に係る学校給食費を免除することができる。

(1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が小学校で学校給食を受ける児童である場合

(2) 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の免除を行わない。

(1) 生活保護法第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の給付を受けている場合

(2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の給付を受けている場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の給付を受けている場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の免除を行わない。

(1) 生活保護法第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の給付を受けている場合

(2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の給付を受けている場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の給付を受けている場合

議案第14号資料

第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約の変更契約の概要

1 変更内容 (税込)

|      |     |                 |
|------|-----|-----------------|
| 契約金額 | 変更前 | 82,645,739,000円 |
|      | 変更後 | 90,147,689,900円 |
|      | 差額  | 7,501,950,900円  |

【参考】自治体別負担額

(単位:千円(税込)、端数調整済)

| 自治体名     | 債務負担行為<br>における負担<br>割合 | 現行の契約金<br>額<br>Ⓐ | 変更後の契約金額  |             |
|----------|------------------------|------------------|-----------|-------------|
|          |                        |                  | 増額分<br>Ⓑ  | 契約金額<br>Ⓐ+Ⓑ |
| 木更津市     | 37.91%                 | 25,347,215       | 2,117,099 | 27,464,314  |
| 君津市      | 18.87%                 | 12,616,775       | 1,053,803 | 13,670,578  |
| 富津市      | 11.57%                 | 7,735,882        | 646,133   | 8,382,015   |
| 袖ヶ浦市     | 15.59%                 | 10,423,716       | 870,630   | 11,294,346  |
| 鴨川市      | 7.98%                  | 5,335,552        | 445,646   | 5,781,198   |
| 南房総市     | 6.60%                  | 4,412,863        | 368,579   | 4,781,442   |
| 鋸南町      | 1.48%                  | 989,551          | 82,651    | 1,072,202   |
| 自治体負担分合計 | 100%                   | 66,861,554       | 5,584,541 | 72,446,095  |
| 製鉄所負担分   |                        | 1,698,536        | 150,703   | 1,849,239   |
| 交付金      |                        | 14,085,649       | 1,766,707 | 15,852,356  |
| 合計額      |                        | 82,645,739       | 7,501,951 | 90,147,690  |

2 変更理由

事業の実施主体である株式会社上総安房クリーンシステムより申し出のあった、賃金及び物価等の上昇を原因としたサービス対価の変更請求に基づく協議による建設工事費の増額に加え、事業主体が資金調達を行うための追加融資に係る諸費用等の増額に対応するため、契約金額の変更を行う。

## 議案第16号資料

### 旧富津市立環南小学校の貸付けの概要

#### 1 貸付財産

土地 富津市志駒字東原1135番2 外10筆 2,705.67m<sup>2</sup>

建物 ①管理教室棟 鉄筋コンクリート造3階建て 998m<sup>2</sup>

②倉庫 木造平家建て 17m<sup>2</sup>

#### 2 貸付金額

土地 無償

建物 無償

#### 3 貸付期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで

#### 4 貸付相手方

(代表事業者)

富津市志駒1189番地

信栄開発株式会社

代表取締役 曽根 晃

(共同事業者)

富津市志駒1189番地

株式会社マメノキ

代表取締役 曽根 梨絵

#### 5 使用用途

ドッグパーク事業、ドッグスイーツ事業

#### 6 その他

グラウンド部分は、貸付期間を令和5年4月1日から令和15年3月31日までとし、別途有償にて貸付を行っている。

災害時における指定避難所及び指定避難場所として使用可能となるほか、選挙時の投票所として使用可能となる。

履歴事項

1 住 所

2 氏 名 いわ さわ ひろ ゆき  
岩 泽 宏 幸

3 生年月日

4 学 歷

5 経 歷

